

収納事務受託者証

所在地 東京都千代田区一番町25番地

名称 地方公共団体情報システム機構

理事長 吉本和彦

上記の者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条（歳入の徴収又は収納の委託）第1項の規定により、国分寺市の歳入について収納事務を委託した者であることを証する。

よって、国分寺市会計事務規則（昭和39年規則第9号）第38条の3（証書の交付）の規定により、この証を交付する。

記

1 収納事務を委託する歳入

以下の証明書等の発行手数料

- (1) 住民票の写し
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍の全部（個人）事項証明書
- (4) 戸籍の附票の写し
- (5) 市民税・都民税課税（非課税）証明書
- (6) 市民税・都民税所得証明書
- (7) 市民税・都民税納税証明書

2 収納事務委託期間

平成31年4月1日から委託契約終了年度まで

平成31年4月1日

国分寺市長 井澤邦夫

